

障害福祉サービス

サービスの内容

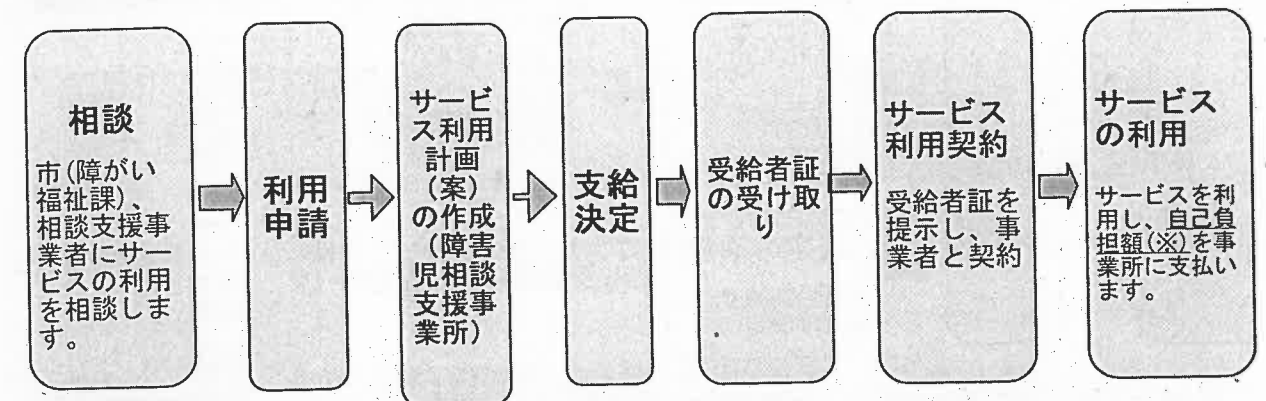
日中活動系サービス	サービス	給付種類	身体	知的	精神	障害支援区分	内 容
	宿泊型自立訓練	訓練等給付	—	○	○	—	日中活動サービスを利用している者に一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力の維持・訓練を実施又は昼夜の訓練を実施します。
	自立訓練 (機能訓練)	訓練等給付	○	—	—	—	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)		—	○	○	—	
	就労移行支援	訓練等給付	○	○	○	—	一般企業等への就労を希望する者に対して、一定期間、就労に必要な知識及び技能の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型)=雇用型 就労継続支援 (B型)=非雇用型	訓練等給付	○	○	○	—	一般企業等での就労が困難な者に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

相談支援のサービス

	サービス	内 容
地域相談支援	地域移行支援	施設入所障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に対応した相談、その他の支援を行います。
計画相談支援	サービス利用支援	障害福祉サービス又は地域相談支援の利用申請前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス利用計画を作成します。
	継続サービス利用支援	支給決定された障害福祉サービス又は地域相談支援の利用状況の検証(モニタリング)を行い、事業者等との連絡調整を行います。
障害児相談支援	障害児支援利用援助	障害児通所支援の利用申請前に障害児通所利用計画案を作成し、支給決定後に、事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児通所支援利用計画を作成します。
	継続障害児支援利用援助	支給決定された障害児通所支援の利用状況の検証(モニタリング)を行い、事業者等との連絡調整を行います。

障害児通所支援

サービス利用の流れ



*世帯の所得に応じて自己負担額を決定します。

サービスの内容

サービスの内容は次のとおりです。

サービス	内 容
児童発達支援	療育が必要とされる児童に対して、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	療育が必要とされる肢体不自由児に対して、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している児童に対して、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進をはかるサービスを行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の施設に通う児童に対して、児童発達支援センター職員がその施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他のサービスを行います。

<サービスを利用できる児童>

療育が必要な児童・発達に障害が見られる児童。

(手帳や医師の診断書等必要)

サービス利用、申請にあたっては担当者へお気軽にご相談ください。